

熊本県吹奏楽連盟 規約・規定集

2021年4月

熊本県吹奏楽連盟

〒860-0078 熊本市中央区京町2丁目8番9号モンパルク荒木101
TEL (096)356-3271 FAX (096)359-1739

—目次—

〔規約〕

熊本県吹奏楽連盟規約	1
------------	---

〔規定〕

熊本県吹奏楽コンクール実施規定	6
熊本県アンサンブルコンテスト実施規定	11
熊本県マーチングコンテスト実施規定	14
熊本県小学生バンドフェスティバル実施規定	16
熊本県マーチングコンテストビギナーズ実施規定	18

〔内規・細則〕

熊本県吹奏楽コンクール演奏内規	19
熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規	20
熊本県アンサンブルコンテスト審査内規	23
九州マーチングコンテストへの推薦に関する細則	24
熊本県マーチングコンテスト審査内規	24
九州小学生バンドフェスティバルへの推薦に関する細則	25
熊本県小学生バンドフェスティバル審査内規	25
熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業補助金交付規定	26
熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業実施細則	28
熊本県吹奏楽連盟主要三事業に係る運営内規	30
熊本県吹奏楽連盟貢献表彰内規	33
熊本県吹奏楽連盟会計規定	34
熊本県吹奏楽連盟事務局職員細則	38
熊本県吹奏楽連盟事務局職員通勤手当支給細則	43
熊本県吹奏楽連盟選挙管理委員会規定	45

熊本県吹奏楽連盟規約

第一章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、熊本県吹奏楽連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を熊本市中央区京町2丁目8番9号モンパルク荒木101熊本県吹奏楽合同事務所に置く。

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、熊本県の吹奏楽の普及向上に寄与するとともに団体相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種コンクール・コンテストの開催
- (2) 吹奏楽祭の開催
- (3) 講習会の開催
- (4) 会報発行等情報の伝達
- (5) その他本連盟が認めた事業

第三章 加盟資格

(資格)

第5条 本連盟への加盟資格は、熊本県に所在地をもつ小学校、中学校、高等学校、大学、職場、一般のアマチュア団体で規定の手続きをすることによって取得する。なお、本連盟への加盟することによって九州吹奏楽連盟及び一般社団法人全日本吹奏楽連盟へ自動的に加盟することになる。

第四章 役 員

(役員)

第6条 本連盟は、次の役員を置く。

理事長	1名
副理事長	2名以内
事務局長	1名
事務局次長	2名以内
理事	20名程度

常任理事 6～8名程度（兼務）

監事 2名程度

（役員を選出）

第7条 役員は、次の方法で決定する。

- （1）理事長，副理事長，事務局長は総会で選挙により選出する。ただし，立候補者が定員に満たない場合は，別途定める。
- （2）事務局次長は，理事長が委嘱する。
- （3）理事は，次の要領で選出する。

1. 地区代表理事

総会を構成する加盟団体の代表者（団体の責任者又はこれに準ずる者）の中から，次の定員を各地区毎に互選する。なお，各地区代表理事の総数は20名，各地区定員は最低1名を原則とし，役員改選の総会時に，前年度加盟団体数に応じてこれを案分（小数第1位で四捨五入）して各地区定員を定める。

荒尾・玉名地区（2名）

山鹿・菊池地区（3名）

阿蘇地区（1名）

熊本市地区

（小1名，中3名，高2名，大職一2名）

上益城地区（1名）

宇城地区（1名）

八代地区（1名）

水俣・芦北・人吉・球磨地区（1名）

天草地区（2名）

2. 特別理事

理事長は必要に応じて，総会を構成する加盟団体の代表者あるいは学識経験者を特別理事とすることができる。但し，特別理事は

若干名とし，学識経験者を理事とする場合は，理事会の承認を必要とする。

（4）常任理事

理事の中より，A，B，Cのブロックから一名ずつ互選する。

（A・・・城北地区 B・・・熊本市内 C・・・城南地区）

特別理事，及び各事業部委員長の理事（上記地区理事からの互選による重複を除く）をこれに加える。

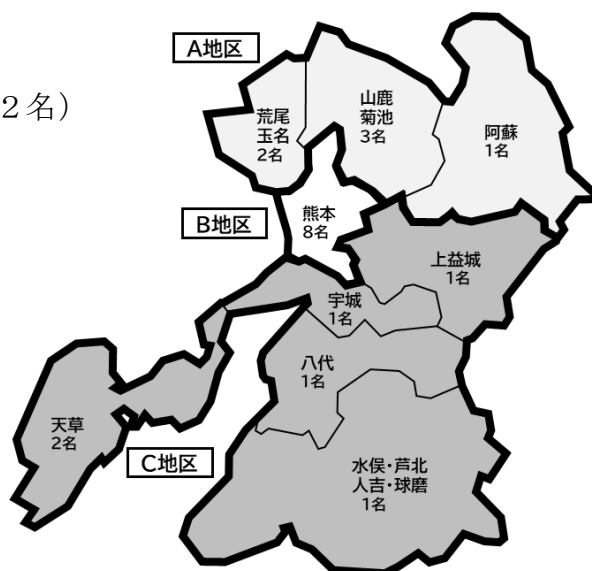
（5）監事は理事長が委嘱する。

（役員の仕事）

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- （1）理事長は，本連盟を代表し，その運営を統括する。
- （2）副理事長は，理事長を補佐し，理事長不在のときはその仕事を代行する。

熊本県吹奏楽連盟理事選出区割



- (3) 事務局長は、運営全般の事務的掌理にあたる。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、本連盟の運営事業に必要な事項について審議する。
- (6) 常任理事は、理事会の決定に基づき、日常の事務及び事業の執行に従事する。
- (7) 監事は、本連盟の会計を監査する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員任期は、残任期間とする。

第五章 会長及び顧問・相談役

(会長)

第10条 理事会の決議により名誉会長、会長をおくことができる。

(顧問)

第11条 理事会の決議により顧問をおくことができる。

(相談役)

第12条 理事会の決議により相談役をおくことができる。

第六章 会 議

(会議の種類)

第13条 本連盟の会議は、総会・理事会・常任理事会・四役会・事業別委員会とし、理事長がこれを召集する。

(総会)

第14条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員選任についての承認
- (2) 事業計画・事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 規約の規定及び変更に関する事項
- (4) その他本連盟に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会)

第15条 理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・理事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき原案の承認
- (2) 総会より委任された事項の決定及び変更に関することの承認
- (3) 第五章に関することの承認
- (4) その他の重要事項の承認

(常任理事会)

第16条 常任理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・常任理事をもって構成し、次の事項を審議、執行する。

- (1) 総会、理事会提案する議案の起草、報告事項作成、会議運営の準備に関すること

(2) 総会，理事会での決定事項の処理に関すること

(3) その他事業遂行に必要な事項

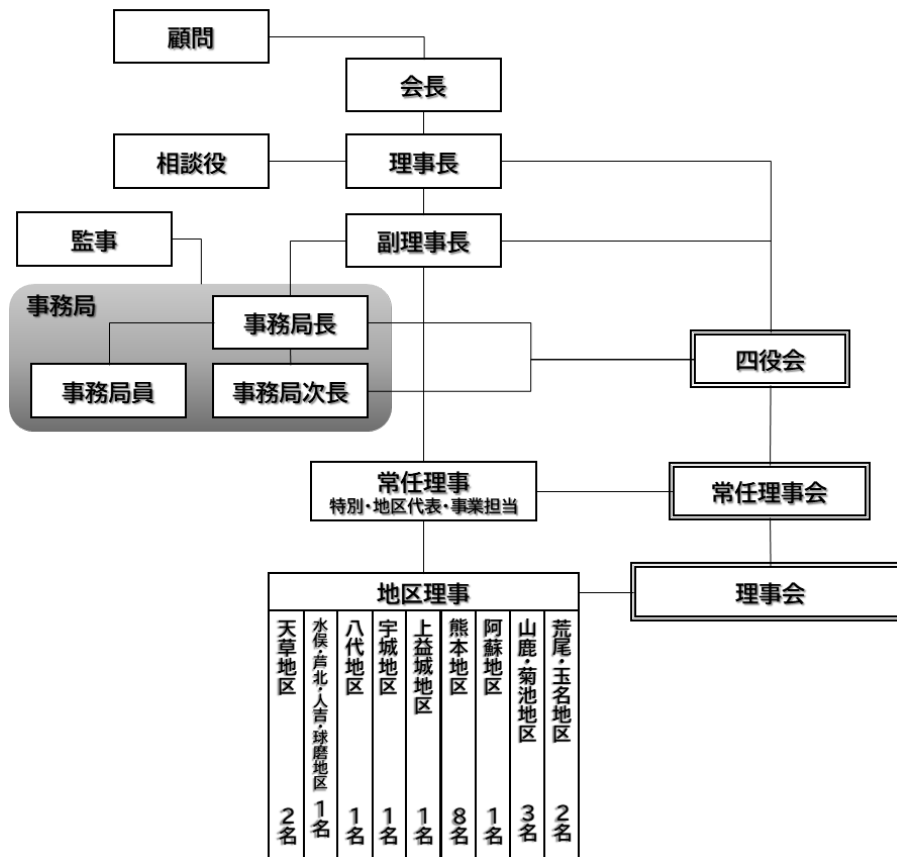
(四役会)

第17条 四役会は，理事長・副理事長・事務局長・事務局次長をもって構成し次の事項を決定する。

(1) 総会及び理事会の会議に必要とされる案件の作成

(2) 緊急事項に対する対処

熊本県吹奏楽連盟組織図



(事業別委員会)

第18条 事業別委員会は，四役・常任理事及び理事長より依頼された者をもって構成する。

第19条 本連盟に次の事業部を置く。理事長は必要に応じてこれを召集し，事業を遂行する。

- (1) 第1事業部 コンクール委員会
 マーケティング委員会
 アンサンブル委員会
- (2) 第2事業部 講習会委員会
- (3) 第3事業部 広報委員会
- (4) 第4事業部 特別事業委員会

第20条 事業別委員会で検討，執行すべき事項は次の通りとする。

- (1) 事業の企画，運営の立案とその執行
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他事業に関する必要事項

(会議の進行と定足数)

第21条 各会議の進行は，次の通りとする。

- (1) 総会の議長は互選とする。
- (2) 理事会・常任理事会・四役会の進行は事務局長とする。
- (3) 事業別委員会の進行は各委員会の長とする。

第22条 各会議の定足数は，構成人員の過半数とする。

総会の出席は委任状をもって当てることができるが，役員の投票権はない。

第23条 会議の決議事項は，出席者の過半数の賛成によって議決される。

可否同数の場合は議長の決定による。

第七章 会 計

(経費の支弁)

第24条 本連盟の経費は，各団体の加盟費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は，毎年4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(会計処理の規定)

第26条 本連盟の会計処理の詳細は，別途「熊本県吹奏楽連盟会計規定」に定める。

【附則】本規約は，昭和49年9月1日制定施行

昭和50年4月22日一部改訂

昭和57年4月1日全面改訂

昭和60年2月16日一部改訂

昭和60年4月1日より施行

昭和62年1月10日一部改訂

平成3年4月1日一部改訂

平成7年4月22日一部改訂

平成9年4月19日一部改訂

平成10年4月18日一部改訂

平成19年4月14日一部改訂

平成24年4月21日一部改訂 (第5章 第12条追加)

平成25年4月13日一部改訂 (第1条，第2条，第7条 (組織表・区割表))

平成29年4月15日一部改訂 (第7条第1項)

平成30年4月14日一部改訂 (第3条，第4条第1項，第5条，第19条4項変更，第26条追加)

令和 3年4月10日一部改訂

《熊本県吹奏楽コンクール実施規定》

第一章 総 則

- 第1条 熊本県吹奏楽コンクールは、本県吹奏楽連盟、熊本県文化協会、朝日新聞社、熊本県高等学校文化連盟吹奏楽専門部の主催で実施する。
- 第2条 熊本県吹奏楽コンクールは、九州吹奏楽コンクール熊本支部予選ならびに南九州小編成吹奏楽コンテスト熊本支部予選を兼ねる。
- 第3条 熊本県吹奏楽コンクールは、原則として全日本吹奏楽コンクール規定のもとに実施する。
- 第4条 出場団体は、コンクール正式申込締め切り日までに加盟手続きを完了するものとする。また、合同で出場する団体の加盟は、各学校単位で行う。出場の意思決定については、所属長の判断によるものとする。
- 第5条 九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、次の通りとする。詳細は、「熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規」に定める。
- (1) 九州吹奏楽コンクールには、Aパート出場団体より推薦する。なお、合同で出場の団体は九州大会への推薦はできない。
 - (2) 南九州小編成吹奏楽コンテストには、中学校・高等学校AパートとBパートの出場団体より推薦する。なお、A・B両パートに出場した団体は、南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦はできない。
- 第6条 中学校及び高等学校については、熊本県吹奏楽コンクールにおける各ブロックの上位団体により、九州吹奏楽コンクールならびに南九州小編成吹奏楽コンテストに推薦する県代表選考会を、それぞれ実施する。詳細は、「熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規」に準ずる。
- 第7条 第5条および第6条で推薦された団体は、九州吹奏楽コンクールあるいは南九州小編成吹奏楽コンテストに参加しなければならない。
- 第8条 熊本県吹奏楽コンクールの実施期日・会場は、前年度までに理事会で決定する。

第二章 実施部門・参加人員及び演奏規定

- 第9条 実施部門は、小学生の部、中学校の部、高等学校の部、大学の部、職場・一般の部とする。
- 第10条 実施部門において「Aパート」「Bパート」を設け、その参加人員は次の通りとする。（後掲【参考資料】参照）
- (1) Aパートの定員は、全日本吹奏楽連盟の規定に準ずる。
 - (2) Bパートの演奏人員は15名以内とする。
- 第11条 Aパートの出場団体（小学生の部以外）と中学校、高校のBパートの出場団体は、課題曲と自由曲の2曲を演奏しなければならない。他のBパートの出場団

体は、自由曲1曲のみとする。

小学生の部の演奏曲目は任意とし、演奏時間内で1ないし2曲を演奏する。
5分以上の演奏が望ましい。(5分以内でも審査対象外とはならない)

【参考資料】

実施部門	登録人員	演奏人員 (Aパート)	演奏人員 (Bパート)
小学生	演奏人員+5名以内	制限なし	15名以内
中学校	演奏人員+5名以内	50名以内	
高等学校	演奏人員+5名以内	55名以内	
大学	演奏人員+5名以内	55名以内	
職場一般	演奏人員+5名以内	65名以内	

第三章 参加資格

第12条 各実施部門の参加者の資格は次の通りとする。

(1) 小学生の部

構成メンバーは小学校に在籍している児童とし、その所属する団体(小学校および地域バンド)が熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。また、以下の各号を満たすことを条件に合同バンドでの参加を認める。なお、合同バンドも九州吹奏楽コンクールに推薦することができる。

- 1 合同はそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない団体同士の合同でなければならない。
- 2 所属する児童が全員出場すること。
- 3 合同での出場をしなければならない理由があると理事長が認めること。

(2) 中学校の部

構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

(3) 高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(4) 大学の部

構成メンバーは同一の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。

(5) 職場・一般の部

団体構成メンバーは当該団体の団員とする。ただし、第13条に該当するメンバーおよび職業演奏家の参加は認めない。

(6) 上記(1)に掲げた「合同バンド」以外の合同による参加については、次の通りとする。

- 1 合同するすべての学校・団体が、それぞれ熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。
- 2 連盟で内情を確認し、合同の可否について検討した上で、理事長が判断してこれを認めた場合。
- 3 同一経営でない小学校と中学校の合同については、中学校の部への出場を認める。
- 4 同一経営でない中学校と高等学校の合同については、高等学校の部への参加を認める。
- 5 同一部門（小学校，中学校，高等学校）における合同については、3校までとする。
- 6 本項で定める合同による参加については、九州吹奏楽コンクールへ推薦することはできない。

第13条 同一奏者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第14条 指揮者の資格については制限しない。

第15条 同一団体に二つのパートに出場してもよいが、同一パートに2チームは出場できない。また、出場団体の資格に疑義あるときはその団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第四章 課題曲・自由曲及び演奏時間

第16条 Aパートの課題曲は全日本吹奏楽連盟が指定したものとする。

(小学生の部の演奏曲目は任意とし、演奏時間内で1ないし2曲を演奏する。)

Bパートの課題曲は熊本県吹奏楽連盟が指定したものとする。

第17条 Aパートの課題曲はスコアに指定された楽器編成で演奏すること。ただし、指定された楽器がない場合に限り、スコアに指定された他の楽器による代替使用を認める。

詳細はBパートの課題曲も含めて内規に準ずる。

第18条 使用楽器は木管・金管・打楽器とする。ただし、コントラバス，ピアノ，チェレスタ，ハープの使用は認める。なお，エレキベースの使用は認めない。その他詳細は内規に準ずる。

第19条 課題曲・自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。ただし，楽器の持ち替えは認める。

第20条 課題曲・自由曲とも同一の指揮者で演奏しなければならない。

第21条 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けない自由曲の演奏は認めない。

第22条 演奏時間は次の通りとする。（ただし、2曲演奏するときは曲間の時間も含める）

Aパートについて、小学生の部は7分以内、小学生の部以外は12分以内とする。

Bパートについて、中学校、高校は10分以内、それ以外は7分以内とする。

第五章 審査・表彰規定及び出演順

第23条 出演順は、出場団体代表者会において抽選により決定する。

第24条 審査員は、審査員選考委員会で検討し、理事長が委嘱する。

第25条 審査員の数は、原則として5～7名とする。

第26条 審査方法・表彰の詳細は、審査・表彰内規に準ずるものとする。

第27条 審査においては、各部門各パート毎に金賞・銀賞・銅賞の各賞を決定する。

第28条 九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストへの推薦は、合計点の上位より決定する。

第29条 表彰については、次のように規定する。

(1) 単一ブロックで行われる各部門・パート、複数ブロックにまたがる各部門・パートのブロックごとに金賞・銀賞・銅賞を授与し、金賞には賞状と副賞を、銀賞・銅賞には賞状を授与する。

(2) 代表選考会では、全団体を優秀賞とし、賞状を授与する。

(3) 小学生の部Aパート・中学校ABパート・高等学校ABパート・大学Aパート・職場一般Aパートに最優秀賞として優勝カップを授与する。

(4) 小学生の部・中学校・高校の各パートの出場団体より、内規に準じて小山杯を贈る。また、20名以下でAパートに出場した団体の中から、内規に準じて特別賞を授与する。

小山杯とは、熊本県吹奏楽連盟初代理事長小山卯三郎氏より寄贈されたものである。

(5) 優勝カップ・小山杯は持ち回り制とし、次年度に代表が返還する。

第30条 次の場合は失格となる。

(1) 決められている演奏時間をオーバーしたとき。

(2) 各部門、各パートの定員をオーバーした人数で演奏したとき。

(3) プログラムに記入してある演奏者人員をオーバーしたとき。

(4) その他九州吹奏楽コンクール及び南九州小編成吹奏楽コンテストの規定に反する行為があったとき。

第六章 その他

第31条 当実施規定は、年度途中において九州吹奏楽連盟の規定が改定された場合については、九州吹奏楽連盟の規定を優先する。

【附則】本規定は昭和62年4月1日より実施する。

昭和63年4月16日一部改定

平成元年3月4日一部改定

平成2年4月14日一部改定

平成6年4月23日一部改定

平成7年4月22日一部改定

平成9年5月1日一部改定

平成10年4月23日一部改定

平成13年4月21日一部改定

平成15年4月23日一部改定

平成17年4月26日一部改定

平成19年4月25日一部改定

平成20年4月23日一部改定

平成21年3月19日一部改定

平成22年3月23日一部改定

平成23年4月5日一部改定

平成25年4月13日一部改定

平成26年4月19日一部改定

平成27年3月24日一部改定(第1・4・6条及び第24条2・3項)

平成28年4月16日一部改定(第5条及び第25条4項)

平成30年11月28日一部改定

令和 元年 6月23日一部改定(九州吹奏楽連盟の規定変更に伴う)

令和 2年 1月10日一部改訂

令和 3年 2月17日一部改訂

《熊本県アンサンブルコンテスト実施規定》

第一章 総 則

- 第1条 熊本県アンサンブルコンテストは、九州アンサンブルコンテスト熊本支部予選を兼ね、熊本県吹奏楽連盟・朝日新聞社・熊本県高等学校文化連盟吹奏楽専門部の主催で実施する。
- 第2条 熊本県アンサンブルコンテストは、1団体につき2チームまで出場することができる。
- 第3条 九州アンサンブルコンテストへの推薦は、第19条による。但し、同一団体からの推薦は1チームとする。7月以降に加盟した団体は九州アンサンブルコンテストに推薦されない。
- 第4条 熊本県アンサンブルコンテストの実施期日・会場は、前年度までの理事会で決定する。

第二章 実施部門及び参加人員

第5条 実施部門は次の通りとする。

①小学生の部 ②中学校の部 ③高等学校の部 ④大学の部 ⑤職場・一般の部

第6条 編成は1チーム3名以上8名以内（小学生の部は、3名以上10名以内）とし、奏者は全部門を通して1回しか出場出来ない。

第三章 参 加 資 格

第7条 各部門の参加資格者は、熊本県吹奏楽連盟において加入手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。但し、小学生の部以外は、合同チームの出場を認めない。

①小学生の部

構成メンバーは小学校に在籍している児童とし、その所属する団体（小学校および地域バンド）が熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。また、以下の各号を満たすことを条件に合同バンドでの参加を認める。なお、合同バンドも九州アンサンブルコンテストに推薦することができる。

- 1 合同はそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独では編成できないこと。
- 2 合同での出場をしなければならない理由があると理事長が認めること。

②中学校の部

構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。

（同一経営の学園内小学校児童の参加は認める）

③高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

④大学の部

構成メンバーは同一の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。

⑤職場・一般の部

構成メンバーは当該団体の団員とする。職業演奏家の参加は認めない。

第8条 参加チームの資格に疑義あるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞を取り消すことがある。

第四章 演 奏

第9条 構成は木管楽器・金管楽器・打楽器を中心としたものを原則とする。但し、次の5項は認めない。

- ①同一パートを2名以上の奏者で演奏すること。
- ②登録されたメンバー・パートを変更して演奏すること。
- ③独立した指揮者をおくこと。
- ④ピアノを構成に加えること。
- ⑤弦楽器のみの演奏。

※①について、小学生の部においては、十重奏まで演奏することができるが、同一パートを2名で演奏することはできない。

第10条 参加チームは、任意の1曲を演奏して審査をうけるものとし、組曲も1曲とみなす。

第11条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者からの編曲の許諾を受け、許諾書を提出しなければならない。

第12条 演奏時間は5分以内とし、タイムオーバーは失格とする。

第13条 出演順は、出場団体代表者会において抽選により決定する。

第14条 演奏、編成について疑義が生じた場合、熊本県吹奏楽連盟の指示に従う。

第五章 審査及び表彰

第15条 審査員は、アンサンブル委員会の決定を経て理事長が委嘱する。

第16条 審査員の数は、原則として5名とする。

第17条 審査方法は、理事会の定める「熊本県アンサンブルコンテスト審査内規」による。

第18条 表彰は、各部門ごとに、金賞、銀賞、銅賞のいずれかを授与する。但し、規定により失格となったチームは表彰の対象としない。

第19条 九州アンサンブルコンテストへの各部門の推薦数は九州アンサンブルコンテスト実施規定により決定する。

【附則】本規定は平成 3年 4月 1日より実施する。
平成 7年10月 6日より一部改定し実施する。
平成10年10月 2日より一部改定し実施する。
平成13年10月 3日より一部改定し実施する。
平成14年10月 2日より一部改定し実施する。
平成15年 9月30日より一部改定し実施する。
平成17年 9月27日より一部改定し実施する。
平成18年 9月26日より一部改定し実施する。
平成21年 9月23日より一部改定し実施する。
平成22年 9月13日より一部改定し実施する。
平成24年 9月 6日より一部改定し実施する。
平成26年 9月 4日より一部改定し実施する。
平成27年 9月 4日より一部改定し実施する。
平成29年 9月12日より一部改訂し実施する。
平成30年 2月20日より一部改定し実施する。
令和 元年 6月23日より一部改定し実施する。
(九州吹奏楽連盟の規定変更に伴う)

《熊本県マーチングコンテスト実施規定》

第一章 総 則

- 第1条 熊本県マーチングコンテストは、九州マーチングコンテスト熊本支部予選を兼ね、熊本県吹奏楽連盟・朝日新聞社・熊本県高等学校文化連盟吹奏楽部の主催及び熊本県教育委員会・熊本県音楽教育研究会・熊本市教育委員会の後援で実施する。
- 第2条 九州マーチングコンテストには熊本県マーチングコンテストにおいて代表として推薦されたチームが参加する。
- 第3条 第2条で推薦されたチームは九州マーチングコンテストに出場しなければならない。
- 第4条 熊本県マーチングコンテストの実施日は、前年度までに理事会にて決定する。

第二章 実施部門及び参加人員

第5条 実施部門は次の通りとする。

- ①中学校の部 ②高等学校の部 ③大学・職場・一般の部

第6条 各実施部門の参加人員は、80名以内とする。但し、ドラムメイジャーはこの人数に含まない。

第三章 参加資格

第7条 参加資格は、5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。ただし、各部門とも合同の出場も認めるが、九州マーチングコンテストへ出場することはできない。

- ①中学校の部

構成メンバーは同一の中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める)

- ②高等学校の部

構成メンバーは同一の高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

- ③大学・職場・一般の部

- *大学の構成メンバーは同一の大学及び高等専門学校に在籍している学生とする。
- *職場の構成メンバーは同一経営の会社・工場・事務所・官庁などで、経営者または組合などの許可を得て設立され、その勤務先に常時勤務している者とする。
- *一般の構成メンバーは第8条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

第8条 同一奏者は同一団体で出場すること。

第9条 指揮者の資格については制限しない。

第10条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第四章 演奏及び服装

第11条 演奏曲・服装は自由とする。

第12条 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

第13条 参加団体は、吹奏楽かこれに準ずる木管楽器・金管楽器・打楽器を中心とする編成であることとする。大道具、ピット楽器、エレキベース、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。また、手具の使用については、大会の基本理念に沿うこと。

第14条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければ出場を認めない。

第五章 出演順・審査及び表彰

第15条 出演順は、マーチング委員会の承諾を得た方法により決定する。

第16条 審査員は原則として5名とし、審査員選考委員会で検討し、理事長が委嘱する。

第17条 規定審判員を原則1名とし、マーチングコンテスト委員会で検討し、理事長が委嘱する。

第18条 審査の対象は、演奏・演技の開始から演奏・演技の終了までとする。

第19条 審査方法は、審査内規に準ずる。

第20条 表彰は各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを授与する。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

【附則】本規定は、平成16年度より実施。

平成18年度一部改定。

平成19年度一部改定。

平成20年度一部改定。

平成21年度一部改定。

平成24年度一部改定。

平成25年度一部改定。

平成27年度一部改定。

平成30年度一部改定。

令和元年度一部改定。(九州吹奏楽連盟の規定変更に伴う)

《熊本県小学生バンドフェスティバル実施規定》

第一章 総 則

- 第1条 熊本県小学生バンドフェスティバルは、九州小学生バンドフェスティバル熊本支部予選を兼ね、熊本県吹奏楽連盟・朝日新聞社の主催及び熊本県教育委員会・熊本県音楽教育研究会・熊本市教育委員会の後援で実施する。
- 第2条 九州小学生バンドフェスティバルには熊本県小学生バンドフェスティバルにおいて代表とし推薦されたチームが参加する。
- 第3条 上記第2条で推薦されたチームは九州小学生バンドフェスティバルに出場しなければならない。
- 第4条 熊本県小学生バンドフェスティバルの実施日は、前年度までに理事会にて決定する。

第二章 参加人員

- 第5条 参加人員は制限なしとする。

第三章 参加資格

- 第6条 参加資格者は、5月末までに加盟手続きを完了した団体に属し、次の通りとする。構成メンバーは小学校に在籍している児童とし、その所属する団体（小学校および地域バンド）が熊本県吹奏楽連盟に加盟していること。また、以下の各号を満たすことを条件に合同バンドでの参加を認める。なお、合同バンドも九州小学生バンドフェスティバルに推薦することができる。
- 1 合同はそれぞれの団体、またはいずれかの団体が単独で参加できない団体同士であること
 - 2 所属する児童が全員出場すること
 - 3 合同での出場をしなければならない理由があると理事長が認めること。
- 第7条 同一奏者は同一団体で出場すること。
- 第8条 指揮者の資格については制限しない。
- 第9条 参加団体の資格に疑義があるときは、その団体を調査し、出場停止または入賞等を取り消すことができる。

第四章 演奏及び服装

- 第10条 演奏曲は自由とする。
- 第11条 演奏時間は7分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了ま

での時間をいう。

第12条 参加団体は、吹奏楽かこれに準ずる木管楽器・金管楽器・打楽器を中心とする編成であることとし、演奏スタイルは自由とする。

第13条 著作権の存在する楽曲を編成して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾をうけなければ、出場を認めない。

第14条 演奏スタイルは、フリースタイルまたはマーチングスタイルとする。ただし、鼓隊にはリコーダーやアコーディオン、鍵盤ハーモニカ等を含めてはならない。

第15条 演奏は、30m×30mのフロアとピットを使用することができる。仮設のステージ等は設置しない。

*ピットでの楽器使用を可とする。その楽器は、打楽器、チューバ、コントラバス、チューバの代用としての電子楽器1台、この範囲内とする。

第16条 服装及び手具の使用は自由とする。

第17条 マイクの使用は、独唱や演奏中のナレーション等に1本のみ使用可とする。

第五章 出演順・審査及び表彰

第18条 出演順は、マーチング委員会の承諾を得た方法により決定する。

第19条 審査員は原則として5名とし、マーチング委員会で検討し、理事長が委嘱する。

第20条 審査方法は、審査内規に準ずる。

第21条 表彰は各部門ごとに、金賞・銀賞・銅賞いずれかを授与する。また、特に優れた団体にはインプレッシヴバンド賞を贈る。ただし、規定により失格となった団体は表彰の対象としない。

【附則】本規定は、平成16年度より実施。

平成18年度一部改定。

平成19年度一部改定。

平成20年度一部改定。

平成21年度一部改定。

平成25年度一部改定。

平成30年度一部改定。

令和元年度一部改定。(九州吹奏楽連盟の規定変更に伴う)

《熊本県マーチングコンテストビギナーズ実施規定》

- 第1条 参加資格は、熊本県吹奏楽連盟加盟団体とする。
- 第2条 参加人数、編成、演奏曲目、服装は自由とする。
- 第3条 演奏時間は6分以内とする。演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第4条 規定課題は特に設けず、自由とする。
- 第5条 出演順は代表者会で決定する。
- 第6条 審査員・規定審判員により、今後の参考になるように講評を行う。
- 第7条 参加団体にはすべて優秀賞を贈る。また特に優れた団体にはインプレッシヴバンド賞を贈る。

《熊本県吹奏楽コンクール演奏内規》

熊本県吹奏楽コンクール実施規定第17条および第18条により、熊本県吹奏楽コンクール演奏内規を次の通り定める。

第1条 課題曲の使用楽器については、スコアに書いてある楽器編成で演奏する。但し、人数の関係等で指定されたパートが揃わない場合は、スコアに書かれている範囲内の楽器を代用して演奏することはできる。

その際、音・音域を変えてはいけない。(オクターブ上げたり下げたりすること等不可：スコアに書かれている音の高さで演奏すること)但し、オプションパートの代用は認められない。

また、コルネットに関しては、トランペットをその団体が持ち合わせていないときに限り、トランペットの代用楽器として許可される。但し、代用楽器による他パートの代用は、認められない。

*吹奏楽の編成(木管楽器・金管楽器・打楽器)を著しく欠く編成(金管バンドやサクソオーケストラなど)は、九州吹奏楽コンクール内規(平成30年2月17日理事会議決)により、九州吹奏楽コンクールに推薦できない。

第2条 中学・高校のBパートの課題曲については、スコアに示された楽器が無い場合、以下に示す楽器であれば代用して構わない。

ピッコロ、フルート、オーボエ、バスーン

E♭クラリネット、B♭クラリネット、アルトクラリネット、バスクラリネット
ソプラノサクソフォーン、アルトサクソフォーン、テナーサクソフォーン、
バリトンサクソフォーン

トランペット、コルネット、フリューゲルホルン、

アルトホルン、フレンチホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、バリトン、
チューバ、コントラバス

ティンパニ、スネアドラム、バスドラム、ドラムセット

クラッシュシンバル、サスペンダーシンバル、

シロフォン、ヴィブラフォン、グロッケン、マリンバ

第3条 楽譜に記載されているスキヤットは可とする。ただし歌詞のある歌については、歌ってはいけない。

第4条 Aパートの複数ブロックにまたがるパートにおいて、前年度九州吹奏楽コンクールに出場した団体は、ブロックを均等に振り分ける。また、Bパートの複数ブロックにまたがるパートにおいて、前年度南九州小編成吹奏楽コンテストに出場した団体はブロックを均等に振り分ける。

第5条 その他、九州吹奏楽コンクール規定に準ずる。

【附則】 この内規は、平成30年4月14日に改定し実施する。

平成30年11月28日一部改定

《熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規》

熊本県吹奏楽コンクール実施規定第26条により、熊本県吹奏楽コンクール審査・表彰内規を次のように定める。

第1条 各部門各パートにおける演奏の採点については、次の通りとする。

- (1) 中学校・高等学校のA・Bパート及び大学・職場一般のAパートにおいては、課題曲・自由曲をそれぞれ10点満点で採点する。
- (2) 小学生の部のA・Bパート及び大学・職場一般のBパートにおいては自由曲を10点満点で採点し、これを2倍する。
- (3) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」においても、上記(1)(2)に準ずる。
- (4) 審査員が7名の部門・パートにおいては、上記(1)の場合は各曲ごとの最高点と最低点のそれぞれを採点結果から除外し、上記(2)の場合は最高点と最低点を採点結果から除外する。
- (5) 各部門・パートにおいて同点が出た場合、順位決定は次の通りとする。
 1. 各審査員について、課題曲・自由曲の合計点で対象団体に順位をつける。
 2. 同点の団体中、最上位をつけた審査員の数が最も多い団体を最上位とみなす(多数決の原理)。
 3. 上記2でも順位が決定できない場合、各団体につけた各審査員の「順位」の合計(平均)がより低い団体を上位とみなす(平均順位高位)。
 4. 上記2および3でも優劣が付かない場合は、全審査員による投票とする(再投票)。

第2条 各部門各パートにおける金・銀・銅の贈賞については、75点以上を金賞、60点以上75点未満を銀賞、60点未満を銅賞とする絶対評価とする。

第3条 特別賞の贈賞については、次の通りとする。

- (1) 各部門においてAパートに出場した団体の中で、申込時点の「演奏者」人数が20名以内の団体の中から、その上位3分の1の団体に、特別賞を授与する。
- (2) 上記第1項において、20名以内の団体が3団体未満の場合は、贈賞については審査員に一任する。

第4条 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」および「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」への出場団体については、次の通りとする。

- (1) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」については、次の通りとする。
 1. 中学校部門における代表選考会参加最大数を15、高等学校部門における代表選考会参加最大数を9とし、各部門のAパートのブロック総数でこの数を除したときの商(小数点以下は切り捨て)を「代表選考会選出基準数」(以下、単に選出基準数)とする。
 2. 中学校および高等学校のそれぞれの部門で、Aパートの各ブロックでの成

績が金賞であった団体のうち、各部門における選出基準数内の上位団体を「九州吹奏楽コンクール代表選考会」に出場するものとする。

3. 上記2において、当該ブロックにおける金賞受賞団体が選出基準数未満のときは、金賞団体のみ「九州吹奏楽コンクール代表選考会」に出場するものとする。
4. 上記2・3により選出された団体数が、当該部門当該パートのブロック数×選出基準数未満となった場合、不足する団体数分を、当該部門当該パートの全ブロック終了時に、金賞を受賞かつ「九州吹奏楽コンクール代表選考会」へ推薦されなかった団体のうち成績上位の団体を推薦する。

(2) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」については、次の通りとする。

1. 中学校および高校の全部門全パートにおいて、当該年度のコンクール本申込書に記載された部員数が26名以上の団体は、原則として「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」への被推薦権を持たない。
2. 中学校および高校のそれぞれの部門において、Bパートの各ブロックの成績が金賞であった団体のうち、上位3団体とする。
3. 上記2において、当該ブロックにおける金賞受賞団体が3団体未満のときは、金賞団体のみ、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」に出場するものとする。
4. 上記2・3により選出された団体数が、当該部門当該パートのブロック数×3団体未満となった場合、不足する団体数分を、当該部門当該パートの全ブロック終了時に、金賞を受賞かつ「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」へ推薦されなかった団体のうち成績上位の団体を推薦する。
5. 中学校および高校部門においてAパートに出場し特別賞を受賞した団体の中から、各部門ごとに上位3団体（但し、「九州吹奏楽コンクール代表選考会」へ推薦された団体および南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会への被推薦権を持たない団体は除く）を、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」へ推薦する。
6. 上記5において、中学校および高等学校部門のいずれも、「Aパートに出場し特別賞を受賞した団体」が3団体未満の場合、これを補充しない。

(3) 中学校および高等学校部門において、上記第1項および第2項によって代表選考会に推薦されなかった金賞受賞団体については、同点の場合でも、審査員の判断により必ず順位をつける。

(4) 中学校および高等学校部門のAパートの団体のうち、申込時点の「演奏者」人数が20名以内の団体については、同点の場合でも、上記第1条(5)に従い必ず順位をつける。

(5) 「九州吹奏楽コンクール代表選考会」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」に出場した全ての団体に「優秀賞」を授与する。

第5条 「九州吹奏楽コンクール」ならびに「南九州小編成吹奏楽コンテスト」への推薦については、次の通りとする。

- (1) 「九州吹奏楽コンクール」への推薦は、代表選考会をおこなわない部門・パートについては、その部門・パートの表彰式の際に、代表選考会をおこなう部門・パートについては代表選考会の表彰式の際に、九州吹奏楽連盟が定める団体数だけ推薦団体を発表する。
- (2) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト」への推薦は、代表選考会の表彰式の際に、中学校および高等学校部門各3団体の推薦団体を発表する。
- (3) 「南九州小編成吹奏楽コンテスト」においては、上記第2項で推薦された団体は、熊本県吹奏楽コンクールにおける申込時点での「演奏者」人数以内で演奏しなければならない。但し「登録者」の範囲内であればメンバーが変更されても構わない。

第6条 「最優秀賞」の授与については、次の通りとする。

- (1) 「最優秀賞」は小学生部門Aパート、中学校部門AならびにBパート、高等学校部門AならびにBパート、大学部門Aパート、職場・一般部門Aパートの各部門・パートで授与される。
- (2) 上記第1項の各部門・パートのうち、代表選考会に関係しない部門・パートについては、実施日の最高得点の団体に授与する。
- (3) 代表選考会に関係する部門・パートについては、次の通りとする。
 1. 中学校部門Aパートならびに高等学校部門Aパートについては、「九州吹奏楽コンクール代表選考会」の最高得点の団体に授与する。
 2. 中学校部門Bパートならびに高等学校部門Bパートについては、「南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会」にBパートより出場した団体のうち、当該選考会における最高得点の団体に授与する。
- (4) 「最優秀賞」に該当する団体が、得点上複数団体出た場合でも、審査員の判断により1団体を選出し、その団体に「最優秀賞」を授与する。

第7条 「小山杯」の授与については、次の通りとする。

- (1) 小学生部門Aパートならびに中学校部門および高等学校部門の九州吹奏楽コンクール代表選考会、南九州小編成吹奏楽コンテスト代表選考会において演奏した団体のうち、最も優れた演奏をした団体を審査員の協議により選考し、「小山杯」を授与する。
- (2) 「小山杯」受賞団体はカップを保管し、次の年度のコンクールにおいて返還する。小山杯を返還後、レプリカを授与する。

第8条 各選考会およびコンクール等への推薦や各種賞の授与等で審議を要する場合は、すべて審査員に一任する。

【附則】 この内規は、平成30年4月14日に改定し、実施する。

平成30年11月28日一部改定

平成30年2月20日一部改定

令和元年6月23日一部改定（九州吹奏楽連盟の規定変更に伴う）

令和元年9月19日一部改訂

令和3年2月17日一部改訂

《熊本県アンサンブルコンテスト審査内規》

熊本県アンサンブルコンテスト実施規定第17条により、審査内規を次の通り定める。

第1条 評価方法は、各部門とも次の通りである。

(1) 各団体を、技術点10点満点、表現点10点満点、合計20点満点で評価する。

(2) 同点が出た場合、順位決定は次の通りとする。

1. 各審査員について、技術点・表現点の合計点で対象団体に順位をつける。
2. 同点の団体中、最上位をつけた審査員の数が最も多い団体を最上位とみなす（多数決の原理）。
3. 上記2でも順位が決定できない場合、各団体につけた各審査員の「順位」の合計（平均）がより低い団体を上位とみなす（平均順位高位）。
4. 上記2および3でも優劣が付かない場合は、全審査員による投票とする（再投票）。

第2条 各部門の金・銀・銅の贈賞については、75点以上を金賞、60点以上75点未満を銀賞、60点未満を銅賞とする絶対評価とする。

第3条 各部門の金賞受賞団体の中から、九州アンサンブルコンテストへの推薦団体を決定する。詳細は、次の通りとする。

(1) 各部門の推薦団体数は、九州吹奏楽連盟の定めるところによる。

(2) 推薦団体は、原則として採点合計の上位より決定する。

(3) 同点の団体が複数存在し、推薦団体数を上回る場合は、審査員の協議、選考により決定する。

第4条 すべての出場団体の中から、演奏の優れた1団体に出田杯を授与する。授与対象団体は、審査員の協議、選考による。

【附則】 この内規は、平成30年4月14日に改訂し、実施する。

令和 元年6月23日一部改訂(九州吹奏楽連盟の規定変更に伴う)

令和 元年9月19日一部改訂

《九州マーチングコンテストへの推薦に関する細則》

熊本県マーチングコンテスト実施規定第2条により、九州マーチングコンテストへの推薦に関して次の通り定める。

第1条 原則として、九州マーチングコンテスト規定に準ずる。

第2条 九州マーチングコンテストへの推薦については、次の通りとする。

- (1) 九州マーチングコンテストへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも繰り上げの推薦は認めない。
- (2) 推薦された団体が九州マーチングコンテストへの申込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。
- (3) 九州マーチングコンテストの参加料は、出場団体の負担とする。

《熊本県マーチングコンテスト審査内規》

熊本県マーチングコンテスト実施規定第18条に基づき、審査及び判定について、次の通り定める。

第1条 演奏・演技をそれぞれ10段階で採点する。

第2条 審査は、音楽・動作及びドラムメジャーの指揮・指示等について行う。

第3条 規定課題のチェックについては、次のとおり定める。

- (1) 熊本県吹奏楽連盟が委嘱した規定審判員1名と熊本県マーチングバンド協会の技術指導員2名によりおこなう。
- (2) 規定課題に係る違反による減点は、本大会ではおこなわない。
- (3) 推薦団体となった団体に規定課題に係る違反事項等があった場合、規定審判員はこれを口頭ならびに書面にて当該団体代表者に通知する。

第4条 審査集計は、理事長の委嘱する集計係により行う。

第5条 集計の結果や評価の内容に相当程度の開きが見られ、教育的にも配慮が望ましいと判断された場合に限り、審査員の了承を得た上で評価を変更することができる。

第6条 審査結果を希望する団体には、成績単票（点数）及び出場部門内での順位を知らせる。

《九州小学生バンドフェスティバルへの推薦に関する細則》

熊本県小学生バンドフェスティバル実施規定第2条により，九州小学生バンドフェスティバルへの推薦に関して次の通り定める。

第1条 原則として，九州小学生バンドフェスティバル規定に準ずる。

第2条 九州小学生バンドフェスティバルへの推薦については次の通りである。

- (1) 九州小学生バンドフェスティバルへ推薦された団体が出場を辞退した場合でも，繰り上げの推薦は認めない。
- (2) 推薦された団体が九州小学生バンドフェスティバルへの申込み締切日に遅れた場合は出場を辞退したものとする。
- (3) 九州小学生バンドフェスティバルの参加料は，出場団体の負担とする。

《熊本県小学生バンドフェスティバル審査内規》

熊本県小学生バンドフェスティバル実施規定第20条に基づき，審査及び判定について，次の通り定める。

第1条 審査は，演奏を中心に行い総合評価とし，10段階で採点する。

第2条 審査集計は，理事長の委嘱する集計係により行う。

第3条 集計の結果や評価の内容に相当程度の開きが見られ，教育的にも配慮が望ましいと判断された場合に限り，審査員の了承を得た上で評価を変更することができる。

第4条 審査結果を希望する団体には，成績単票（点数）及び出場部門内での順位を知らせる。

《熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業補助金交付規定》

趣 旨

熊本県吹奏楽連盟に加盟する団体が、主要三事業（吹奏楽コンクール、マーチングコンテスト及び小学校バンドフェスティバル、アンサンブルコンテスト）等に関わる、九州吹奏楽連盟主催の大会（以下「九州大会」とする）、全日本吹奏楽連盟主催の大会（以下「全国大会」とする）、南九州小編成吹奏楽コンテスト（以下「南九州大会」とする）への出場を果たし、その経験を県内における活動に活かすことは、本県における活動の活性化および演奏技術水準の向上という点において、非常に有益と考えられる。

この点を鑑みると、「九州大会」「全国大会」「南九州大会」への参加を助成する制度を設けることは極めて意義深いことと考えられる。この制度は本県の吹奏楽活動の活性化と水準向上、優れた成果の創出、さらには優れた人材育成へとつながり、本連盟の発展に大きく寄与できるものと考えられる。

（事業の目的）

第1条 本事業は、本連盟に加盟する団体が「九州大会」「全国大会」「南九州大会」へ出場した場合のその活動を補助することで、その経験を県内における活動に還元することを促し、県連盟の発展に寄与貢献することを目的とする。

（事業の内容）

第2条 本事業は、次の各項に掲げる大会への参加に必要な旅費等の補助を行う。

- (1) 九州吹奏楽コンクール
- (2) 九州マーチングコンテストおよび九州小学校バンドフェスティバル
- (3) 九州アンサンブルコンテスト
- (4) 全日本吹奏楽コンクール
- (5) 全日本アンサンブルコンテスト
- (6) 全日本マーチングコンテストおよび全日本小学校バンドフェスティバル
- (7) 南九州小編成吹奏楽コンテスト

（事業の対象者）

第3条 本事業の対象者は、本連盟に加盟する団体で、前条各項の大会における実施規定に定められた「参加資格」を満たすものとする。

（事業の運用）

第4条 本事業における補助金の金額等の詳細に関しては、別途「熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業実施細則」に定める。

（補助事業の予算）

第5条 本事業に係る予算は、前年度末の理事会において決定し、当該年度4月における総会において承認を得るものとする。

（予算・決算の公表）

第6条 本事業に係る予算・決算の状況は、総会における予算書ならびに決算書に記載して公表する。

(本事業の責任の所在)

第7条 本事業の実施の責任の所在については、次の通りとする。

(1) 本事業の実施の可否等については、最終的には理事長の判断による。

(2) 本事業の実施内容、予算案等については、四役会が原案を作成し、理事会において決定する。

(申込みの様式)

第8条 本事業の対象となるものは、連盟指定の「熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業申請書」を用いる。

(実績報告書提出の義務)

第9条 本事業による補助金の交付を受けたものは、大会参加後、原則として1ヶ月以内に連盟指定の「実績報告書」ならびにこれに必要な領収書等の写しを添付して提出しなければならない。

なお、期限内に「実績報告書」の提出がない場合は、補助金の返還を求めるとともに、次年度以降、対象者となってもこれを交付しない。

(多重申請の原則禁止)

第10条 本事業の対象となる団体は、同一の大会の参加経費補助を他の組織の補助事業に重複して申請してはならない。

但し、経費が本事業の補助金額を大きく超えるときは、内情を連盟が精査し、理事長の判断により、総額を超えない範囲で別の補助をあわせて受けることができる。

(規定の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会が行う。

【附則】本規程は、平成30年5月7日より実施する。

《熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業実施細則》

(通則)

第1条 本細則は、熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業補助金交付規程（以下「補助金交付規程」とする）第4条により、「九州大会」「全国大会」「南九州大会」へ出場した団体の旅費等補助事業の運用に係る諸規則を定める。

(補助金の支給対象)

第2条 本事業による旅費等の補助金を支給する対象は、次の通りである。

- (1) 補助金交付規程に定める大会を対象に、九州吹奏楽コンクール及び全日本吹奏楽コンクール、南九州小編成吹奏楽コンテストについては「登録メンバー」、その他については「出場者」に係る旅費、宿泊費、楽器運搬費等を対象とする。但し、飲食費等についてはこれを含まない。
- (2) 引率者、随行員等に係る旅費等については、これを対象としない。

(補助金の金額)

第3条 本事業による補助金の額は、各大会について次のように定める。

- (1) 九州吹奏楽コンクール
1団体あたり2万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (2) 九州マーチングコンテスト及び九州小学校バンドフェスティバル
1団体あたり2万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (3) 九州アンサンブルコンテスト
1団体あたり1万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (4) 全日本吹奏楽コンクール
1団体あたり10万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (5) 全日本マーチングコンテスト及び全日本小学校バンドフェスティバル
1団体あたり10万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (6) 全日本アンサンブルコンテスト
1団体あたり5万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。
- (7) 南九州小編成吹奏楽コンテスト
1団体あたり2万円を上限とし、補助金の総額が実際の経費を超えないものとする。

(申請時の提出書類)

第4条 本事業による補助金を希望する場合は、本連盟指定の「熊本県吹奏楽連盟大会旅費等補助事業申請書」に必要事項を記入し、見積書等の必要書類を添付して申請する

ものとする。

(補助金の返還請求)

第5条 本事業による補助金を受けた後、次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の返還を請求する。

- (1) 補助金交付規程において義務付けられた実績報告書が提出されない場合
- (2) 補助金の申請内容に虚偽等、不正な事項が認められた場合
- (3) その他、理事長が、補助金交付対象者が不適格、または返納が妥当であると判断する場合

【附則】本規程は、平成30年5月7日より実施する。

《熊本県吹奏楽連盟主要三事業に係る運営内規》

第1条 本内規は、「熊本県吹奏楽コンクール」「熊本県マーチングコンテスト及び熊本県小学生バンドフェスティバル」「熊本県アンサンブルコンテスト」の三事業（以下、「主要三事業」とする）の運営に係る内規を定める。

第2条 本内規は、主要三事業の運営に付随して生じる諸事項について、第3条の各号にあげる事柄について定めるもので、運営の中心となる四役会において審議・変更できるものとする。ただし、変更等が生じた場合は、必ず理事会に報告し、その承認を得る必要がある。

第3条 本運営内規は、次の各号について定める。

(1) 「審査員選考委員会」の構成と業務

(2) 主要三事業における「出場順配慮申請」に関する取扱い

第4条 主要三事業において委嘱する審査員を選考し委嘱する委員会として「審査員選考委員会」を置き、これについて次のように定める。

(1) 本委員会は、理事長1名、副理事長1～2名、事務局長1名、事務局次長1名、主要三事業各委員長3名、ならびに特に理事長から委嘱を受けた常任理事若干名から構成し、委員長は理事長が務める。

(2) 本委員会の構成員は、主要三事業に参加する各団体に対し、公正な選考により審査員を選出する義務を負う。同時に、本選考委員会内で交わされた内容については、必要に応じて守秘義務を負う。

(3) 本委員会開催にあたって、事務局長あるいは事務局次長は、事務局員とともに、過去の審査員リストを整備し、選考に必要な資料を準備する。

(4) 本委員会開催にあたって、理事長は、選考をスムーズに行うため、副理事長あるいは事務局長に諮問した上で、理事長原案をもって臨む。

(5) 本委員会は、毎年度10月～11月を目途に開催し、次年度の主要三事業に係る審査員を選定する。また候補選出の際は、交渉の優先順位を委員会において必ず決定しておく。

(6) 事務局は、本委員会において選出された各事業の審査員リスト（連絡先・所属等を含む）を作成し、本委員会構成員に配布する。

(7) 審査員との交渉は、次の手続き及び段取りでおこなう。

1) 審査員の内諾

事務局長または事務局次長が各審査員に電話し、スケジュール、条件について内諾をとる。

ただし、吹奏楽コンクールの審査員については非常に多数に上るため、審査員選考委員が「熊本県吹奏楽連盟事務局」の立場で、分担して電話するものとする。その場合、次の手続きを踏む。

1. 第一案として、選考委員会で選定した部門・日程で審査員と交渉し内諾を得る。

2. もし第一案で内諾不可あるいは保留の場合、一旦、連盟に持ち帰らせてもらう旨伝える。
 3. 上記1・2の手続きを、二週間程度の期間を設けて一通りおこない、埋まった部門・日程の審査員名を本委員会メンバーで確認し、その上で、第一案の修正を行い、第二案を作成する。
 4. 第二案に基づき、上記1～3の手続きをもう一度踏む。
 5. 以上1～4をおこなった結果、審査員が充当不可能な部門・日程を確認し、その上で、審査員選考委員会を再度開くか、四役一任とするかを、本委員会委員で話し合い、決定する。
- 2) 審査員委嘱の最終確認
審査員への委嘱の最終確認を、理事長または副理事長が電話により行う。
- 3) 委嘱状その他の書類の送付
最終確認がとれた審査員について、事務局は委嘱状ほかの必要書類を作成し、審査員へ送付する。
- (8) 委嘱が既に決定していた審査員よりキャンセルが出た場合の対応は、次のとおりとする。
- 1) 原則として同じ楽器・分野等の審査員候補を1名紹介していただく。その際、その場で委嘱等の確約はせず、氏名・連絡先を聞き「連盟に持ち帰って対応を考える」旨伝える。
 - 2) 紹介された審査員候補について、四役会あるいは審査員選考会において委嘱の可否について検討する。
 - 3) 委嘱について疑義がない場合、理事長または副理事長が電話により連絡し、内諾をとる。
 - 4) 委嘱について疑義がある場合は、審査員選考委員で話し合い、四役一任あるいは本委員会を開催し再度候補を選出し、上記3)の手続きをとる。
- (9) 事務局長または事務局次長は、次年度の本委員会へ引き継ぐべき事項がある場合は、その旨記録し引き継ぐものとする。

第5条 主要三事業における出場順に係る配慮願いについては、以下のとおり定める。

- (1) 原則として、各事業に関する代表者会直前の理事会または準備委員会までに、所定の書式によって申し出があった場合のみを、審議の対象とする。
- (2) 原則として、出場順に関する配慮は、「市・県などの公的団体」による「義務出張・義務研修等」などによるものに限定し、個別の「学校行事」等では配慮しないことを基準として審議する。
- (3) 当該事業の理事会または準備委員会において、配慮すべきと認められた場合、当該事業の出場団体代表者会において関係部門の出場団体に了承を得た上で、出場順を配慮する。
- (4) 当該事業の理事会または準備委員会において、配慮すべきでないと判断された場合、その団体に対する出場順配慮はおこなわない。
- (5) 当該事業の理事会または準備委員会において、配慮すべきか否かの判断がつかない

かった場合,当該事業の出場団体代表者会においてその内容を提示し,審議の上,判断する。その場合,当該事業委員長および連盟四役は,審議の経緯と判断基準を記録し,反省会において次年度以降にどのように反映させるかについての審議をおこなうものとする。

【附則】この内規は,令和 元年1月10日に改訂し,実施する。

《熊本県吹奏楽連盟貢献表彰内規》

第1条 本内規は、熊本県吹奏楽連盟に関係する諸活動において、特に表彰すべき事項が認められる団体・個人についての表彰について定める。

第2条 本内規は、運営の中心となる四役会において審議・変更できるものとする。ただし、変更等が生じた場合は、必ず理事会に報告し、その承認を得る必要がある。

第3条 本内規は、次の各号について定める。

- (1) 「永年活動表彰」
- (2) 「成績優秀団体・指導者表彰」
- (3) 「協賛団体等表彰」
- (4) 「連盟役員勤続表彰」
- (5) その他

第4条 第3条の各項に掲げた表彰対象は、熊本県吹奏楽連盟の周年式典の準備委員会において検討し、理事会の承認を得て選出する。また表彰は、原則として、当該の周年式典時に行うものとする。

第5条 「永年活動表彰」について、次のように定める。

- (1) 本表彰は、長年活動し、県下の吹奏楽活動活性化に貢献した団体・個人のうち、特に理事長が認めたものを対象とし、連盟の周年式典時に表彰する。
- (2) 表彰の種別は、20年表彰、30年表彰、40年表彰とする。このほか、理事長が必要と認めた場合は、適宜対象とする。

第6条 「成績優秀団体・指導者表彰」について、次のように定める。

- (1) 九州吹奏楽コンクール・九州マーチングコンテスト（小学生バンドフェスティバルを含む）・九州アンサンブルコンテストの各事業それぞれにおいて10回出場、20回出場、30回出場した各団体・指導者を対象に、連盟の周年式典時にこれを表彰する。このほか、理事長が必要と認めた場合は、適宜対象とする。
- (2) 全日本吹奏楽コンクール・全日本マーチングコンテスト・全日本アンサンブルコンテストの各事業それぞれにおいて5回出場、10回出場、15回出場した各団体・指導者を対象に、連盟の周年式典時にこれを表彰する。このほか、理事長が必要と認めた場合には、適宜対象とする。

第7条 「協賛団体等表彰」について、次のように定める。

- (1) 特に県吹奏楽連盟の活動や県下の吹奏楽活動への貢献があったと理事長が認めた団体・個人について、連盟の周年式典時にこれを表彰する。

第8条 「連盟役員勤続表彰」について、次のように定める。

- (1) 本表彰は、熊本県吹奏楽連盟において理事等の役員を長年務めた個人のうち、特に理事長が認めたものを対象とし、連盟の周年式典時に表彰する。

第9条 その他、理事会で検討し、理事長が必要と認めた団体・個人について、適宜これを表彰する。

【附則】 この内規は、令和3年4月1日より施行する。

《熊本県吹奏楽連盟会計規定》

第一章 総 則

- 第1条 当規定は、熊本県吹奏楽連盟における会計処理に関して定める。
- 第2条 当規定は、公認会計士、税理士等の専門家の指導により修正が必要と認められた場合は、適宜改定することがある。
- 第3条 当規定は、熊本県吹奏楽連盟に関するものであり、同居する組織団体については、次の各項の定めるところによる。
- (1) 熊本県マーチングバンド協会（KMB A）熊本支部については、当該団体と熊本県吹奏楽連盟で話し合い、別途定める。
 - (2) 日本吹奏楽指導者協会（J B A）熊本県部会については、当該団体と熊本県吹奏楽連盟で話し合い、別途定める。
- 第4条 当規定によって対応できない事案が発生した場合、その事案については理事長が決済し処置する。
- 第5条 徴税については、法律の定めるところに従い、適宜源泉徴収を行うものとする。

第二章 事務局の運営及び職員給与等

- 第6条 当連盟は必要に応じ、事務局に「常勤職員」または「臨時雇用職員」を置くことができる。
- 第7条 当連盟は、事務局運営に必要な備品・消耗品等について、理事長がこれを必要と認める場合、これを購入することができる。
- 第8条 「常勤職員」「臨時雇用職員」の給与等については、別途「熊本県吹奏楽連盟事務局職員細則」の定めるところによる。
- 第9条 会議等開催・事業実施等、連盟の活動において派生する事務局運営に係る諸費用等は、理事長が必要と認める場合、別途定めるところによりこれを事務局職員に支給することができる。

第三章 会議等日当

- 第10条 会議等日当の支給については、熊本県吹奏楽連盟が主催する事業に係る会議ならびに理事長が認めた会議を対象とする。
- 第11条 会議等日当については、別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定める。

第四章 業務等手当

- 第12条 業務等手当の支給については、熊本県吹奏楽連盟が主催する事業ならびに理事

長が認めた派遣事業を対象とする。

第13条 業務種別については、次の各項の通りとする。

- (1) 理事役員とは、熊本県吹奏楽連盟理事として当該業務に関わる者を指す。
- (2) 一般役員とは、熊本県吹奏楽連盟理事以外の者で、団体責任者等の立場で当該業務に関わる者を指す。
- (3) 団体役員とは、九州大会等の事業において「団体」として業務を委嘱された団体を指す。
- (4) 一般・学生役員とは、熊本県吹奏楽連盟加盟団体構成員で当該事業への派遣を委嘱された者で、大学および職場・一般部門の加盟団体構成員を指す。
- (5) 高校生以下役員とは、熊本県吹奏楽連盟加盟団体構成員で当該事業への派遣を委嘱された者で、高校以下の部門の団体構成員を指す。

第14条 各業務種別の業務等手当は、別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定める。但し、開催地近隣以外の場合は、状況を勘案して理事長が判断し、別途支給する。

第五章 管理手当

第15条 年間を通じて熊本県吹奏楽連盟の事務等を担う責任者について、諸業務に伴う通信費（携帯電話や自宅電話・FAXの使用等）・交通費（事務手続きに伴い派生する諸移動等）等の費用弁償として、管理手当を支給する。

第16条 管理手当の支給対象および支給額は、別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定める。

第六章 審査手当等

第17条 熊本県吹奏楽連盟が主催する事業における審査業務を委嘱した審査員に対し、審査手当及び旅費等を支給する。その支給額は、別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定める。

第18条 前条の審査業務において、日程の都合で著しい負担の増加が生じ、理事長が必要と認めた場合は、別途謝金を支給することができる。

第19条 その他、審査業務に関連して委嘱した審査員に係る経費が発生した場合、事務局長の判断により、理事長の承認を得て処置することができる。

第七章 出張等手当

第20条 出張等手当の支給は、熊本県吹奏楽連盟が主催する事業に関わるものならびに理事長が特に認めたものに関して支給する。

第21条 出張等手当の支給は、九州圏外、九州圏内、熊本県内の三種別とする。

第22条 出張等手当の支給は、別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定める。

第八章 旅費等

- 第23条 熊本県吹奏楽連盟が主催する事業ならびに理事長が認めた場合において、会議・業務に伴い派生した旅費について支給する。別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定める。
- 第24条 旅費計算は、出発地点を本務地とし目的地点（用務先）までの距離で計算する。ただし、本務地に該当する地点が存在しない場合は、自宅もしくは所属する学校等、適切と認められる地点を出発地点とする。
- 第25条 旅費については、県内、県外、九州圏外を区分し、それぞれについて規定に従い支給する。
- 第26条 自家用車を用いる場合は駐車料金の費用弁償として、これを支給する。支給額については、別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定める。
- 第27条 自家用車以外を用いた場合は、事務局に対し事前に申し出て理事長の承認を得た上で、旅費を請求するものとする。
- 第28条 自家用車の利用は、九州圏内を上限とする。また、高速料金が発生し理事長がこれを認めた場合は、領収書実費にてこれを支給する。
- 第29条 交通機関（JR、路線バス、航空機等）を利用した場合は、当該交通機関の往復料金のほか、出発地点から目的地点までで発生した小交通費分（タクシー代、駐車料金等）についても、領収書実費にてこれを支給する。
- 第30条 JR利用における座席指定料金は、旅程が100kmを超える場合に限り、これを支給する。
- 第31条 他団体の主催事業で旅費が支給される派遣依頼の場合、連盟が承認した派遣の場合に限り、旅費に不足が発生したとき、その不足額分を連盟が負担する。

第九章 宿泊代等

- 第32条 宿泊代等の支給は、理事長が宿泊を認めた場合に限る。
- 第33条 熊本県吹奏楽連盟の会議・事業において派生する宿泊代については、熊本県吹奏楽連盟事務局が準備し、事務局が直接宿泊先に対して清算するものとする。
- 第34条 熊本県吹奏楽連盟が出張を承認した場合、事務局が宿泊先手配・清算する場合を除き、別途「熊本県吹奏楽連盟手当・旅費等規程」に定めるところにより宿泊代を支給する。

第十章 日々雇用職員（アルバイト）等

- 第35条 日々雇用職員を必要とする場合、事前に事務局長に次の各項を列記した書類を作成して申請し、理事長の承認を得なければならない。
- (1) 日々雇用職員の雇用理由等

- (2) 雇用契約を結ぶ期間及び総時間数
- (3) 雇用対象となる者の氏名・年齢・連絡先等
- (4) 雇用対象となる者の紹介者氏名・所属・連絡先等
- (5) その他、事務局長が必要と認めた項目

第36条 日々雇用職員の雇用に関しては、次の各項の通りとする。

- (1) 被雇用者の年齢は、原則として18歳以上とする。但し、やむを得ない場合かつ従事する業務内容について適正と認められる場合で理事長が許可する場合に限り、18歳未満の者を雇用する場合もある。
- (2) 給与は時間給とし、法令の定める最低賃金とする。ただし、やむを得ず18歳未満の者を雇う場合は1時間当たり500円とする。
- (3) 勤務時間は、原則として1日7時間を超えず、午後6時までに終了するものとする。但し、事業の場合は、当該事業の終了時刻までとする。
- (4) 交通費の支給は、第八章の定めるところに準ずる。

第十一章 特別講師招聘等における手当等

第37条 熊本県吹奏楽連盟が特別に招聘する講師に関して発生する講師料については、事務局長もしくは担当副理事長の起案により、理事長が承認することで認められるものとする。

第38条 特別講師招聘に関連して派生する交通費等については、上記の諸規定に準ずるものとする。

第十二章 慶弔費等

第39条 熊本県吹奏楽連盟に関連して慶弔などが発生した場合は、速やかに理事長に報告し、理事長が必要と認めた場合にこれを支給する。

第40条 慶弔費の対象となる事項ならびに金額は、別に定める。

第十三章 その他

第41条 その他、本規定は、理事長が必要と認めた場合、理事会における検討ならびに議決を経ることで、適宜、追加・変更ができる。

【附則】本規定は、平成15年5月13日に決定し平成15年4月1日より遡って実施
平成30年4月14日に全面改訂し、平成30年4月1日より適用

《熊本県吹奏楽連盟事務局職員細則》

熊本県吹奏楽連盟会計規定第7条により、当連盟事務局職員の就業に関して次の通り定める。

第一章 総 則

- 第1条 この細則は、熊本県吹奏楽連盟事務局において雇用される職員就業に関する労働条件および服務規律を定めたものである。
- 第2条 熊本県吹奏楽連盟事務局職員は、次の各項に定める通りとする。
- (1) 「事務局職員」とは、熊本県吹奏楽連盟と雇用契約を締結した者のうち、「常勤職員」と「臨時雇用職員」を指し、「日々雇用（アルバイト）」「パートタイマー」および「嘱託」を除いた者をいう。
 - (2) 「事務局職員」は、常に所定労働時間を就労できる者で、連盟の運営・事業活動等のために直接担当業務のみでなく、周辺業務を含めた職責を全うできる立場の者をいう。
 - (3) 日々雇用（アルバイト）、パートタイマーおよび嘱託については別途定める。
- 第3条 熊本県吹奏楽連盟は、この細則に基づく労働条件により事務局職員を就業させる義務を負い、事務局職員は、この細則を遵守する義務を負うと共に、相互に協力して連盟の発展に努めなければならない。
- 第4条 事務局職員は、その職務上知り得た事項について、在職中はもちろん退職後においてもみだりに公表してはならない。

第二章 採 用

- 第5条 熊本県吹奏楽連盟は、理事長が特に必要と認めた場合、事務局職員を採用できる。その際、次の各項の定めるところによる。
- (1) 本連盟において求められる業務の関係上、18歳未満のものは採用しない。
 - (2) 事務局職員は採用の際、以下の書類を提出しなければならない。
 - ①履歴書（3ヶ月以内の写真添付）
 - ②健康診断書
 - ③誓約書
 - ④必要により免許証、資格証明書等
 - ⑤その他、理事長が必要と認めたもの
 - (3) 在職中に上記提出書類の記載事項で異動があった場合は速やかに届け出なければならない。
 - (4) 提出された書類は、人事労務管理の目的でのみ使用する。
- 第6条 新たに採用した者については、次のように定める。
- (1) 採用の日から3か月間は試用期間として雇用する。ただし、特別の技能または経験を有する者には、この期間を設けない場合もある。
 - (2) 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き事務局職員として勤務させることが不相当であると認められる者については、採用は行なわない。
 - (3) 3か月の試用期間後、適当と認められる場合は、その3か月間を含めた一年間、臨時雇用職員として採用する。
 - (4) 臨時雇用職員としての勤務が一年経過後、理事長の判断で決済し理事会の承認を経た上で、雇用継続の可否、さらに常勤職員として雇用するか臨時雇用職員

として一年間の更新かのいずれかを対象者に提示する。

第三章 給与、就業時間、休憩時間、休日および休暇

第7条 給与は、時給を基本として算出・支給する。詳細は、次のように定める。

- (1) 時給額は、最低賃金法を遵守した上で、事務局職員の勤務年数・技能・熟練度等を勘案して別途定める。
- (2) 給与の算出は、下記に定める就業時間を基本として算出し、これに通勤手当、時間外勤務に係る諸手当等を加えて支給する。
- (3) 年次有給休暇及び特別休暇については、第8条第1項に定める基本就業時間に基づき、給与が支給される。但し、通勤手当は支給しない。
- (4) 通勤手当については、別途定める。
- (5) 時間外勤務については、第1項に定める時給の1.25倍の金額を支給する。
- (6) 常勤職員については、社会保険・厚生年金保険・雇用保険に係る費用も併せて支給し、臨時雇用職員については、支給しない。

第8条 就業時間および休憩時間については、次のように定める。

- (1) 就業時間は、月曜～金曜日の10時から18時までを基本とする月単位の変形労働時間制を採用し、1週の勤務時間は1ヶ月平均で40時間を超えないものとする。但し、別途協定に基づき1年単位の変形労働時間制等の変形労働時間制を採る場合がある。
- (2) 休憩時間は、適宜、業務状況により1日1時間採るものとする。
- (3) 業務の状況または季節により、就業時間および休憩時間を繰り上げまた繰り下げおよび変更をすることがある。
- (4) 出張およびその他で、就業時間を算定することが困難であるときは、第1項で定める就業時間を勤務したものとみなす。

第9条 休日は以下のとおりとする。

- (1) 土曜日および日曜日
- (2) 国民の祝祭日
- (3) 12月28日より1月7日まで
- (4) 8月12日より8月16日まで
- (5) その他、理事長が認めた日
- (6) 業務上必要と理事長が認めた場合には、前項で定める休日を他の労働日と振替えることがある。

第10条 年次有給休暇については、次の通りとする。

- (1) 勤続年数に応じ、次に掲げる年次有給休暇を付与する。

勤続年数	年次有給休暇日数
1年	10日
2年	12日
3年	14日
4年	16日
5年	18日
6年以上	20日

- (2) 年次有給休暇は、特別の理由がない限り、少なくとも1週間前までに理事長に届けなければならない。ただし、業務の都合によりやむを得ない場合は、指定した日を変更することがある。
- (3) 急病等で当日やむを得ず年次有給休暇を取る場合は、必ず理事長へ報告すること。但し、度重なる場合は、この年次有給休暇の取得を認めないことがある。
- (4) 年次有給休暇は、年間20日間を超えない範囲ならびに次年度合計が40日間

を超えない範囲で、次年度に限り繰り越すことができる。

第11条 試用期間終了後であれば、慶弔・公事のため、以下の特別休暇を取得することができる。

- | | |
|---------------------------|----------------|
| ①結婚 | 5日 |
| ②父母、配偶者、子の死亡 | 3日 |
| ③同居の祖父母、同居の義父母、血族の兄弟姉妹の死亡 | 2日 |
| ④妻の出産 | 1日 |
| ⑤子の結婚 | 1日 |
| ⑥自分の出産 | 産前6週間
産後8週間 |
| ⑦生理日のため勤務が困難なとき | 必要日数 |

※上記⑥⑦については、特別休暇とするが、第7条第3項の適用から除外し、無給とする。

第12条 妊娠・出産時の健康管理、子の看護、育児時間確保、介護等、その他のやむを得ない事情のための勤務時間短縮や休暇については、理事長の判断でこれを認める。但し、無給とする。

第13条 欠勤および遅刻、早退については、電話等により連絡しなければならない。

第四章 解雇、退職および休職

第14条 事務局職員の解雇については、次の通りである。

(1) 事務局職員は、以下の事由により解雇されることがある。

- ①身体、精神の障害により、業務に耐えられない時
- ②勤務状況・内容等が不良で、就業に適さないと認められた時
- ③事業の縮小等、やむを得ない業務の都合により必要のある時
- ④事業の運営上または天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により雇用の継続が困難になった時
- ⑤試用期間中または試用期間満了時まで不適格であると認められた時
- ⑥その他、理事長が事務局職員として適正でないと判断した時

(2) 解雇するときは、理事長から30日前に予告する。予告しないときは、平均賃金（過去3か月）の30日分を支給して即時解雇する。

(3) 上記第1項で定める事由により解雇される際に、当該職員より証明の請求がある場合、解雇の理由を記載した解雇理由証明書を交付する。

第15条 事務局職員が業務上の傷病により療養のために休業する期間およびその後30日間、ならびに女性職員が第11条の規定により出産のため休業する期間およびその後30日間は解雇しない。

第16条 事務局職員の一般退職について、次のとおり定める。

(1) 事務局職員が、以下の各号の一に該当する場合、当該事由の発生した日をもって退職とする。

- ①死亡したとき。
- ②期間を定めて雇用した者の雇用期間が満了したとき。
- ③自己都合で退職を申し出て連盟の承認があったとき。
- ④休職期間満了までに休職理由が消滅しないとき。

(2) 事務局職員が、自己都合により退職するときは、少なくとも30日前までに理事長に申し出なければならない。

(3) 退職する者は、退職日までに業務の引継その他指示されたことを終了し、貸与または保管されている金品を、全て返却しなければならない。

第17条 事務局職員の定年退職については、次の通りである。

- (1) 定年は満60歳とし、定年年齢に達した日を経過した次年度の総会をもって退職とする。
- (2) 前項による定年到達者が、引き続き勤務を希望した場合、定年退職日の翌日から満65歳となる年度の次年度総会まで再雇用する。
- (3) 65歳以上の事務局職員員についても、理事長が必要と認める場合は、あらためて嘱託として再々雇用することができる。

第18条 事務局職員の退職金については、別途定める。

第19条 事務局職員が以下の各号の一に該当するとき、理事長の判断で休職を命ずることがある。

- ①業務外の傷病による欠勤が連続1ヶ月以上となったとき。
- ②家事の都合、その他やむを得ない事由で1ヶ月以上欠勤したとき。
- ③前各号のほか、特別の事情があり休職をさせることを必要と認めたとき。

第20条 休職期間については、次のように定める。

(1) 休職期間は次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|-----------|-----|
| ①第19条①の場合 | 勤続3年未満のとき | 3ヶ月 |
| | 勤続3年以上 | 6ヶ月 |
- ※ただし事情により期間を延長することがある。

②第19条②③の場合 その必要な範囲で理事長が認める期間

- (2) 休職期間中は無給とする。
- (3) 休職期間中は、一時出勤しても、1ヶ月以内に再度同じ理由で欠勤するようになった場合は期間の中断はしない。
- (4) 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき、期間満了の日をもって自然退職とする。

第21条 復職については、次の通りである。

- (1) 理事長が必要な措置（医療機関の受診等）をとり、復職の是非を判断する。正当な理由なく理事長の措置を拒む場合、復職は認めない。
- (2) 休職の事由が消滅したときは、原則として復職させるが、業務の都合もしくは当該事務局職員の勤務状況に応じて労働条件の変更を伴うことがある。
- (3) 復職して1ヶ月以内に同一もしくは類似の理由で4日間以上欠勤もしくはそれに準ずる状態になった場合、再度休職とし前回の休職期間と通算する。

第五章 災害等補償

第22条 事務局職員について、業務における災害補償について、次のとおり定める。

- (1) 業務上、負傷または疾病にかかったとき、労働基準法の規定に従い、以下の補償をする。

①療養補償	必要な療養の費用
②障害補償	障害の程度で決定額
③休業補償	平均賃金の60%
④遺族補償	平均賃金の1000日分
⑤葬祭料	平均賃金の60日分
- (2) 補償を受けるべき者が、同一の事由で労働者災害補償保険法で前項の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合は、その給付の限度において前項の規定を適用しない。
- (3) 業務外の傷病にかかった場合は、健康保険法により扶助を受けるものとする。

第六章 安全および衛生

第23条 事務局職員の健康維持のため、次の通り定める。

- (1) 事務局職員には、労働安全衛生法第66条に基づき、採用時および毎年1回以上の健康診断を受けるよう勧め、その費用は熊本県吹奏楽連盟が負担する。
- (2) 事務職員は、正当な理由なく健康診断受診を拒否してはいけない。
- (3) 健康診断の結果、特に必要のある場合は、就業を一定の期間禁止または労働条件を変更する場合がある。

【附則】本細則は、平成30年4月14日に全面改訂し実施する。

《熊本県吹奏楽連盟事務局職員通勤手当支給細則》

- 第1条 本細則は、熊本県吹奏楽連盟事務局職員に支給する通勤手当について定める。
- 第2条 通勤手当は、住居から勤務する事務所までの距離が2キロメートル以上ある者に対して支給する。
- 2 ただし、住居及び事務所から利用する最寄り駅までの距離が2キロメートル以内の場合には、その間に利用する交通機関に対する通勤手当は支給しない。
- 第3条 通勤手当の支給対象となる交通機関は、「自家用車等」あるいは「鉄道及びバス」とする。
- 2 通勤経路及び交通機関は、各人の申請に基づき、審査のうえ運賃、時間等の事情を勘案し、最も経済的かつ合理的なものとして理事長が認めるものとする。
- 3 通勤手当として支給する月額を、理事長が認めた通勤経路および本細則第5条に定める計算方法で算出し支給する。
- 第4条 通勤手当の支給を受けようとする者は、住所並びに通勤経路を理事長に届け出なければならない。
- 2 次の各号に該当する場合には、遅滞なくその変更内容を理事長に届け出なければならない。
- (1) 住居が異動し、通勤経路に変更が生じた場合
- (2) 利用交通機関の乗車料金が改定された場合
- (3) 交通事情の変化により、通勤経路又は利用交通機関の変更が妥当な場合
- (4) その他、理事長が認める事由により通勤手当を変更する必要がある場合
- 第5条 「自家用車等」の場合は、1kmあたり20円とし、1か月21日を単位として算出した金額を支給する。ただし、通勤距離に応じて1か月の支給額の上限を次のとおりとする。
- | | | |
|-------------------------|-----|------------|
| (1) 片道 2 km以上10 km未満の場合 | 限度額 | 4, 200円/月 |
| (2) 片道10 km以上15 km未満の場合 | 限度額 | 7, 100円/月 |
| (3) 片道15 km以上25 km未満の場合 | 限度額 | 12, 900円/月 |
| (4) 片道25 km以上35 km未満の場合 | 限度額 | 18, 700円/月 |
| (5) 片道35 km以上45 km未満の場合 | 限度額 | 24, 400円/月 |
| (6) 片道45 km以上55 km未満の場合 | 限度額 | 28, 000円/月 |
| (7) 片道55 km以上の場合 | 限度額 | 31, 600円/月 |
- 2 「鉄道及びバス」の場合は、当該区間の1か月分の定期乗車券の金額とする。但し、支給限度額は70, 000円/月とする。
- 第6条 通勤手当は、1週間以上の休暇（年次有給休暇、慶弔休暇、特別休暇を含む）を連続で取得した場合は、当該日数分を日割りで減じた金額で支給する。
- 2 新規採用又は復職及び自己都合による退職の場合の当該月の通勤手当は、暦日による日割で算定する。
- 3 通勤手当の額が月の途中で変更となった場合には、変更前及び変更後の手当額を

それぞれ暦日による日割で算定する。

第7条 通勤手当は、熊本県吹奏楽連盟の財政状況、事務局職員の勤務実態等、その他の事情により、理事長の判断で支給額を変更または支給を停止する場合もある。

【附則】本細則は、令和 2年 4月 1日より実施する。

《熊本県吹奏楽連盟選挙管理委員会規定》

熊本県吹奏楽連盟規約第7条により選挙に関する規定を次のとおり定める。

第1条（選挙の時期及び委員の任期）

（1）役員選挙は通常役員任期の終了する定例総会において行う。

（2）委員の任期は2年とし、役員選挙のない年の定例総会にて理事長が委嘱する。

第2条（選挙事務の管理）

各ブロックより選任された6名の選挙管理委員会が管理する。

委員長は委員の互選による。ただし選挙管理委員が委嘱されるまでの事務は事務局長がこれを代行する。

第3条（選挙の告示）

選挙の告示は2月1日とする。

第4条（立候補の届出）

加盟責任者の中から5名の推薦を必要とする。

第5条（受付事務）

受付は2月1日より開始し、2月末日をもって締め切る。

第6条（被選挙権）

被選挙権は、当連盟に加盟している団体の責任者のみが有する。

第7条（役員の数）

役員の数とは熊本県吹奏楽連盟規約第6条による。

第8条（投票権）

投票権は1団体につき1票とし、選挙の行われる総会に出席した団体責任者、またはそれに準ずる者が有する。委任投票及び高校生以下の代理投票は認めない。

第9条（投票の方法）

立候補者が定数以上の場合は選挙とし、立候補者が定数内の場合は信任投票とする

第10条（投票の記載）

（1）投票はすべて無記名とする。

（2）信任投票の場合は○（信任）、×（不信任）の記号で記載する。

第11条（開票）

（1）投票終了後ただちに選挙管理委員会のもとにおいて開票する。

（2）点検は投票総数の確認、有効無効の区別、候補者別得票数の計算を行うほか、これを記録する。

第12条（当選者の決定）

（1）同数得点の場合は再投票を行う。

（2）第2次投票によってもなお得票数が同じ場合は抽選によって決定する。

（3）信任投票の場合は、有効投票数の過半数をもって信任されたものとする。

第13条（抽選）

前条第2項の抽選は、選挙管理委員が行う。

第14条（当選者の発表）

選挙管理委員長は選挙の結果を公式に発表し、その記録を議長に提出する。

第15条（立候補者が定員に満たない役職について）

立候補者が定員に満たない役職については、その選出に関して理事会に一任する。

【附則】この規定の変更は総会の承認を必要とする。

この規定は、昭和62年1月10日より施行する。

平成7年4月22日一部改訂する。

平成29年4月15日一部改訂する。